



企業版ふるさと納税で 久留米市への応援を！

地方創生で もっと輝く 久留米市へ

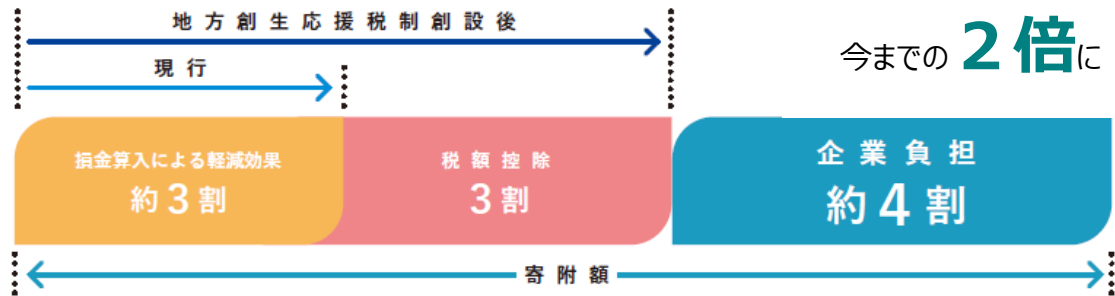
久留米市は、企業版ふるさと納税制度を活用し、地方創生の取り組みを進めていくため、
寄附で応援していただける企業様を募集しています。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の特例措置

- 地方自治体が実施する地方創生プロジェクトに対して寄附をいただいた企業に、税額控除の措置が新設。
- 税負担の軽減効果が従来の2倍になり、実質的な企業負担は約4割に。
- 寄附額の下限は10万円と、少額寄附にも対応。

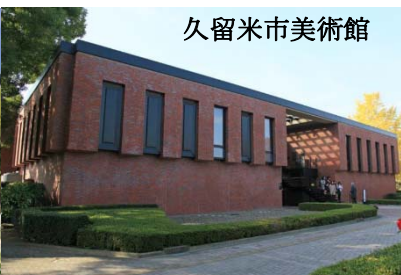
企業の負担軽減が

今までの **2倍**に！



久留米市は2つの対象事業への寄附を募集しています

事業名	事業概要
久留米シティプラザ 文化にぎわい創造事業	平成28年4月にオープンした文化芸術の振興、広域的な交流・にぎわいの創出に向けた拠点施設「久留米シティプラザ」での文化芸術関係の催しや、六角堂広場での交流イベントの開催などを行います。
久留米市美術館事業	10月に石橋美術館から生まれ変わる「久留米市美術館」の美術品などの購入を行います。



問い合わせ先

久留米市 総合政策部 創生戦略推進室（総合政策課内）

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話 0942-30-9116 ファクス 0942-30-9703 メール sousen@city.kurume.fukuoka.jp

詳しくはホームページをごらんください

[久留米市まちひとしごと](#)

[検索](#)

寄附にあたっての主な留意事項

- 本社が久留米市以外の企業様からの寄附が対象です。
- 1企業における1事業あたりの寄附は10万円からとなります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本制度の対象期間は平成28年度から平成31年度までです。



久留米市美術館（石橋文化センター内）

制度活用の流れ

1. 寄附の検討・久留米市への寄附の申し出

企業様は、久留米市が実施する2つの対象事業への寄附をご検討いただき、市への寄附の申し出をいただきます。

2. 対象事業の実施・事業費の確定

久留米市は、対象事業を実施し、事業費を確定させます。
（おおむね年度末ごろとなります。）

3. 寄附の払い込み

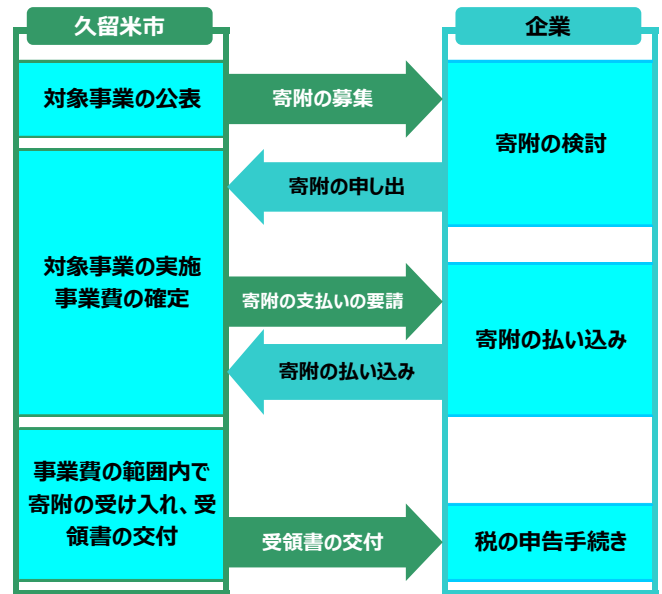
久留米市は、申し出をいただいた企業様に、納入通知書を発行・送付します。企業様は、届いた納入通知書を使って、寄附をご入金いただきます。

4. 事業費の範囲内で寄附を受け入れ、受領書を交付

久留米市は寄附金を受領し、企業様に対して受領書を発行します。

5. 税の申告手続き

企業様は、受領書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告することで、税法上の優遇措置を受けることができます。



制度活用の流れ（イメージ）

寄附をいただいた企業名の公表

- 久留米市に寄附をいただいた企業の名称を、ご了承をいただいた上で、久留米市の公式ホームページ等で公表し、周知を図ります。



水と緑の人間都市

久留米市

